

8. 介護サービス情報公表システムについて

全国の介護サービス事業所のサービス内容など詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。さまざまなサービスや介護サービス事業所を自由に選択できる、介護保険制度の利用にあたってぜひご活用ください。
「介護 公表」で検索できます。

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
名称 三清荘ほほえみ支援センター
説明者 介護支援専門員 氏名 池田 紀子

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者
住所
氏名

代筆者
住所
氏名 続柄（ ）

利用者家族
住所
氏名 続柄（ ）

居宅介護支援重要事項説明書

1. 三清荘ほほえみ支援センターが提供するサービスについての相談窓口
TEL (0866)92-6981

担当者 池田紀子
(受付時間 月曜日～金曜日 8時15分～17時15分)
※ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

2. 事業所の概要

法人及び事業所名	社会福祉法人 経山会 施設長 角 かおる 三清荘ほほえみ支援センター	
所在地	総社市久米48-1	
岡山県指定番号	岡山県 3370800058 平成11年10月1日指定	
サービス提供地域	総社市	
職員体制	管理者	1名
	介護支援専門員	1名
営業時間	月～金	午前8時15分～午後5時15分
	土、日、祝日、時間外	緊急時は、必要に応じて対応する

3. 三清荘ほほえみ支援センターの特徴等
運営の方針

利用者が住み慣れた居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また利用者の心身の状況・環境に充分配慮し、利用者の選択に基づき適切なサービスを提供してゆくため、利用者の意思、及び人格を尊重しながら常に利用者の立場に立ち、特定の事業者に偏ることのないよう公正、中立に運営をおこなうものとします。

4. 居宅介護支援の主な流れと内容

- ① 状態の把握 ⇒ 利用者ご本人、ご家族に直接お会いし、問題点や解決すべき課題を分析します。(居宅サービス計画ガイドライン・竹内孝仁アセスメントチャート)
- ② 計画原案の作成 ⇒ サービスに関わる事業者情報に基づき、事業者をお選びください。

※公正中立な支援について

利用者やその家族から担当の介護支援専門員に対し複数の事業所の紹介を求めることが出来、また居宅サービス計画原案に位置付けた事業所の選定理由の説明をいつでも受けることが出来ます。

- ③ サービス担当者との連絡調整 ⇒ 利用者ご本人、ご家族を交えサービス担当者と意見、情報交換等を行います。
- ④ 居宅サービス計画の作成 ⇒ 居宅サービスの目標、サービスの種類や内容、利用料等、ご希望や心身の状態をもとに作成します。
- ⑤ 合意 ⇒ 計画の内容を説明し、ご希望に沿ったものであるか、確認していただきます。
- ⑥ サービス開始 ⇒ 合意をいただいたらサービスが開始されます。

経過観察・再評価（モニタリング）⇒ サービス提供が適切に行われているかどうか、状態に変化はないかなど経過を観察し、問題があれば再度調整を行います

※ケアマネジメントの公正中立の確保について

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一業者によって提供されたものの割合を利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

5. 利用料金

① 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

要介護1・2・・・10,860円 要介護3・4・5・・・14,110円

- * 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月あたり上記の金額をいただき、当方からサービス提供証明書を発行します。この証明書を市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しが受けられます。

- * また、下記の加算については該当の場合に別途いただきますが、上記利用料と同様に自己負担はありません。

	加算	内容	単位数
1	入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に入院した日に医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位／月
	入院時情報連携加算Ⅱ	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位／月
2	退院・退所加算	利用者が退院・退所する場合に必要な情報提供を受け、居宅サービス計画を作成した場合 (カンファレンス参加無し450単位、あり600単位)	450単位/回 600単位/回

3	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問しカンファレンス、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合等（月2回まで）	200単位／回
4	通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境などの必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合	50単位／月
5	初回加算	新規に計画策定した場合及び要介護認定区分の2段階以上の変更認定を受け居宅介護支援の提供を行った場合	300単位/月

② 交通費

利用者、その家族から費用負担をして頂くことはありません。また、実施地域外についても、一切費用はかかりません。

③ 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

※医療機関に入院する場合のお願い

病院または診療所に入院する場合、居宅における日常生活の能力や居宅サービスなどの情報を医療機関と共有することで、退院される時に円滑な在宅生活への移行を支援することにつながりますので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えて頂きますようよろしくお願いします。

6. 秘密の保持

サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

7. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者の相談・苦情

当センターの居宅介護支援に関するご相談、苦情およびサービス計画に基づいて提供されている各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者：池田 紀子

TEL (0866) 92-6981

②その他

当センター以外に、各市町村の窓口等に苦情を伝えることもできます。

総社市 長寿介護課 (0866) 92-8369
岡山市 介護保険課 (086) 803-1240
倉敷市 介護保険課 (086) 426-3343
岡山県国民健康保険団体連合会 (086) 223-8811